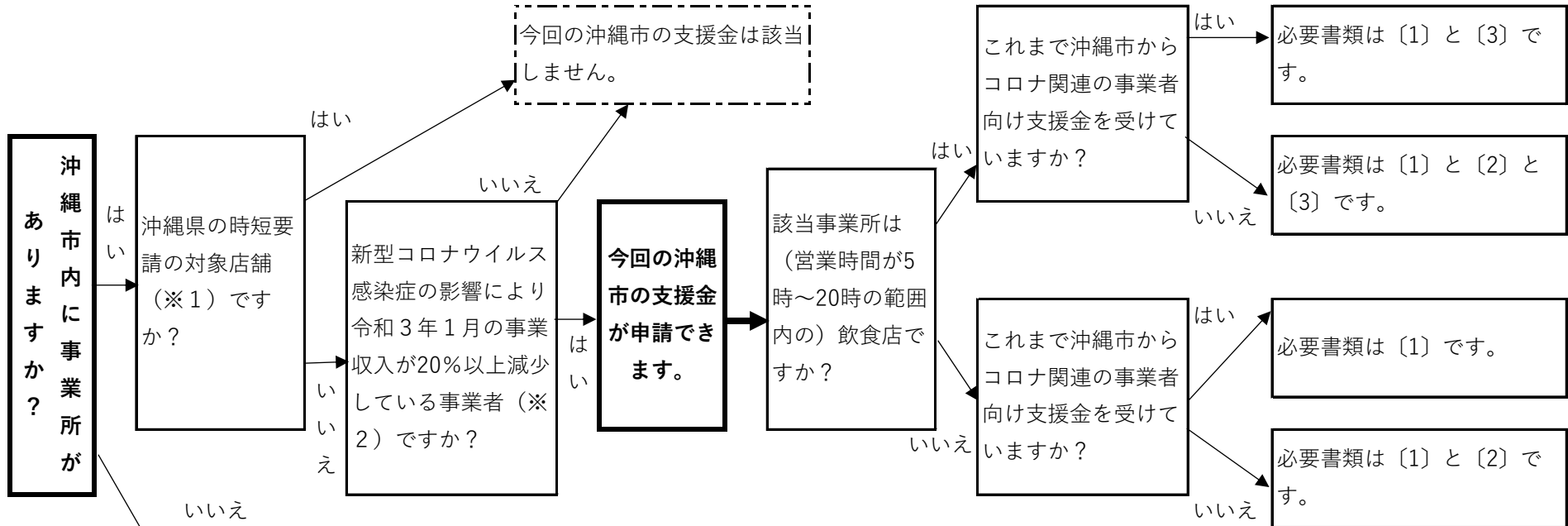


沖縄市中小・小規模事業者 事業継続支援金 必要書類フロー図

★詳細については、必ず申請受付要項をご確認ください。



《必要書類》

- 〔1〕 沖縄市中小・小規模事業者事業継続支援金 交付申請書兼請求書
売上比較表及び根拠資料
沖縄市内の店舗等の営業実態がわかる書類の写し
振込先通帳の写し } (※事業者向けの支援金を受給したことがあり、
申請者確認書類の写し } その口座に振り込みを希望する場合は提出省略可能)
- 〔2〕 確定申告書等の写し
- 〔3〕 通常の営業時間が午前5時～午後8時までの範囲内であることがわかる書類

(※1) 沖縄県の時短要請の対象店舗とは・・・
「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」(夜8時以降も通常営業を行う飲食店等)
※屋内施設を有し、屋内で飲食を伴うものが対象。
※屋台、弁当屋、デリバリーやテイクアウト等は対象外

(※2) 新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月の事業収入(売上)と、
令和2年4月～12月までの間のいずれかの任意の1ヶ月の事業収入を比較して、売上が
20%以上減少し、かつ比較した月の売上減少額に12を乗じた年間売上減少見込額が20
万円以上の事業者。